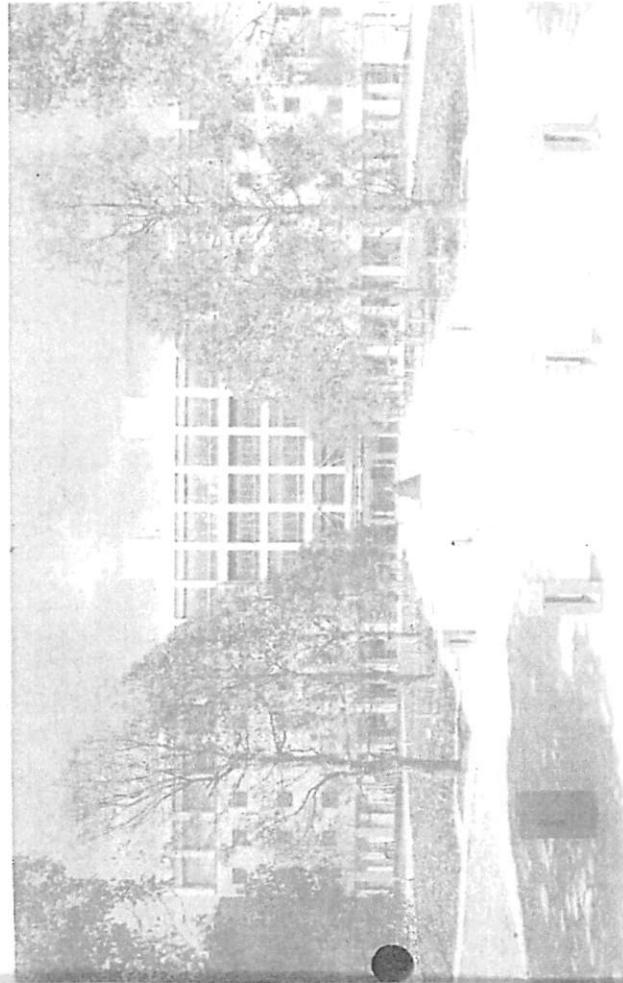


所長	馬鹿	次長	法律	課長	及	講師	係長	監督
副所長	新井	副次長	監修	副課長	及	副講師	副係長	副監督
監督	新井	監修	監修	副課長	及	副講師	副係長	副監督
監督	新井	監修	監修	副課長	及	副講師	副係長	副監督

印刷部数 4,400 部
平成 16 年 2 月 21 日
(年賀状用資料版)

2005



司法修習生便覧

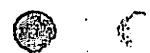
SHIHO SHUSHUSETI BINRAN

THE LEGAL APPRENTICE
HANDBOOK

2005

凡　例

法規の原文は縦書きであるが、この便覧には便宜上左横書きにして登載し、末尾に
「(原文は縦書き)」と表示した。通達、通知で原文は縦書きのものも同様である。



沿革

沿革

目次	(ページ)
沿革	1
機構	6
施設	7
修習等	10
関係法規通達等	17
1 裁判所法抜粋	17
2 司法研修所規則	18
3 司法研修所規程	18
4 司法研修所事務局分課規程	19
5 司法修習生に関する規則	21
6 司法修習生の給与に関する規則	23
7 司法修習生の規律等に関する規程	24
8 司法修習生のバッジに関する規程	27
9 司法修習生に関する規則第6条の運用について	28
10 司法修習生の実務修習中における外国旅行承認申請の手続について	29
11 司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用等について	30
12 司法修習生指導要綱	31
13 司法研修所いすみ寮在寮準則	44
司法修習生の修習終了者数一覧表	45
案内図	48

- 昭和14年 7月6日 勅令第445号をもって、司法研修所の前身ともいべき「司法研究所」が司法省の中に設置され、判検事の研究及び司法官試補の修習に関する事項を所管することとなる（戦時中は事实上その機能を停止した。）。
- 昭和21年 5月15日 勅令第269号をもって司法研究所を廃し、新たに司法省に「司法研修所」が設置され、從来司法研究所の所管した事項を承継するとともに、裁判所書記その他司法部内職員の研修に関する事項をも所管することとなる。
- 昭和22年 5月3日 新憲法の施行に伴い、裁判所法第14条により、裁判官その他の裁判所職員の研修と司法修習生の修習に関する事項を所管するため、現在の司法研修所が最高裁判所に設置された。
- 10月14日 初代所長前沢忠成就任
- 12月1日 港区芝高輪南町旧毛利侯邸を仮庁舎として、第1期司法修習生の一部につき修習を開始
- 昭和23年 6月30日 千代田区紀尾井町3番地元行政裁判所跡に一部竣工した庁舎に移転
- 11月22日 本庁舎の落成式を挙行
- 昭和24年 2月20日 文京区指ヶ谷町77番地（現在の文京区白山二丁目36番10号）に司法研修所小石川分室（寄宿寮）の一部たる本部及び中寮の1棟が竣工、第1期司法修習生は仮寄宿寮（滝野川旧陸軍第一造兵廠建物）からこれに移転
- 5月17日 第1期司法修習生（昭和22年度採用）の修習終了
- 昭和25年 3月20日 司法研修所小石川分室全棟完成
- 3月31日 第2期司法修習生（昭和23年度採用）の修習終了
- 昭和26年 3月15日 特別講堂などを増築
- 3月31日 第3期司法修習生（昭和24年度採用）の修習終了
- 昭和27年 3月31日 第4期司法修習生（昭和25年度採用）の修習終了
- 5月30日 所長前沢忠成転出
- 6月2日 2代所長松田二郎就任
- 12月1日 創立5周年記念式を挙行
- 昭和28年 4月6日 第5期司法修習生（昭和26年度採用）の修習終了
- 昭和29年 4月8日 第6期司法修習生（昭和27年度採用）の修習終了

沿革

7月1日 司法修習生指導要綱を制定
 昭和30年 4月7日 第7期司法修習生（昭和28年度採用）の修習終了
 昭和31年 4月5日 第8期司法修習生（昭和29年度採用）の修習終了
 昭和32年 4月1日 第5講堂などを増築
 4月4日 第9期司法修習生（昭和30年度採用）の修習終了
 12月1日 創立10周年記念式を挙行
 昭和33年 4月3日 第10期司法修習生（昭和31年度採用）の修習終了
 9月24日 所長松田二郎転出
 9月24日 3代所長安倍恕就任
 昭和34年 4月6日 第11期司法修習生（昭和32年度採用）の修習終了
 10月27日 図書室などを増築
 昭和35年 4月7日 第12期司法修習生（昭和33年度採用）の修習終了
 昭和36年 4月13日 第13期司法修習生（昭和34年度採用）の修習終了
 昭和37年 4月9日 第14期司法修習生（昭和35年度採用）の修習終了
 9月24日 所長安倍恕退任
 10月16日 4代所長相島一之就任
 12月1日 創立15周年記念式を挙行
 昭和38年 3月30日 第4講堂などの増改築及び中講堂を第6、第7講堂に増改築
 4月8日 第15期司法修習生（昭和36年度採用）の修習終了
 昭和39年 3月20日 第2、第3講堂を第1、第2、第3講堂に増改築
 4月9日 第16期司法修習生（昭和37年度採用）の修習終了
 10月19日 所長相島一之転出
 11月7日 5代所長鈴木忠一就任
 昭和40年 4月8日 第17期司法修習生（昭和38年度採用）の修習終了
 昭和41年 4月7日 第18期司法修習生（昭和39年度採用）の修習終了
 昭和42年 3月30日 松戸市新作1035番地に司法研修所松戸分室（合宿室）完成
 4月6日 第19期司法修習生（昭和40年度採用）の修習終了
 7月20日 合宿室を松戸分室に移転して、小石川分室を廃す。
 12月1日 創立20周年記念式を挙行
 昭和43年 4月4日 第20期司法修習生（昭和41年度採用）の修習終了
 昭和44年 4月7日 第21期司法修習生（昭和42年度採用）の修習終了
 昭和45年 4月7日 第22期司法修習生（昭和43年度採用）の修習終了
 9月25日 所長鈴木忠一退任
 10月5日 6代所長守田直就任



沿革

昭和46年 3月20日 文京区湯島四丁目6番6号（旧裁判所書記官研修所跡）に新庁舎竣工
 4月5日 第23期司法修習生（昭和44年度採用）の修習終了
 4月8日 文京区湯島四丁目6番6号の新庁舎に移転
 6月1日 新庁舎の落成式を挙行
 7月1日 第23期司法修習生（昭和44年7月採用）の修習終了
 昭和47年 4月10日 第24期司法修習生（昭和45年度採用）の修習終了
 昭和48年 4月9日 第25期司法修習生（昭和46年度採用）の修習終了
 昭和49年 4月11日 第26期司法修習生（昭和47年度採用）の修習終了
 9月20日 所長守田直退任
 9月20日 7代所長大塚正夫就任
 昭和50年 4月10日 第27期司法修習生（昭和48年度採用）の修習終了
 昭和51年 4月8日 第28期司法修習生（昭和49年度採用）の修習終了
 昭和52年 4月7日 第29期司法修習生（昭和50年度採用）の修習終了
 昭和53年 4月6日 第30期司法修習生（昭和51年度採用）の修習終了
 11月21日 最高裁判所司法研修所共済組合診療所開設
 昭和54年 3月1日 所長大塚正夫転出
 3月1日 8代所長安岡満彦就任
 4月8日 第31期司法修習生（昭和52年度採用）の修習終了
 昭和55年 4月7日 第32期司法修習生（昭和53年度採用）の修習終了
 昭和56年 4月6日 第33期司法修習生（昭和54年度採用）の修習終了
 10月19日 所長安岡満彦転出
 10月19日 9代所長田宮重男就任
 昭和57年 4月12日 第34期司法修習生（昭和55年度採用）の修習終了
 昭和58年 4月6日 第35期司法修習生（昭和56年度採用）の修習終了
 4月11日 所長田宮重男退任
 4月11日 10代所長沖野威就任
 昭和59年 3月15日 新館（裁判官研究室）を増築
 4月4日 第36期司法修習生（昭和57年度採用）の修習終了
 昭和60年 4月4日 第37期司法修習生（昭和58年度採用）の修習終了
 10月24日 所長沖野威転出
 10月24日 11代所長柳潮隆次就任
 昭和61年 4月3日 第38期司法修習生（昭和59年度採用）の修習終了
 昭和62年 4月2日 第39期司法修習生（昭和60年度採用）の修習終了



沿革

昭和63年 4月4日 第40期司法修習生（昭和61年度採用）の修習終了
 11月18日 所長柳瀬隆次転出
 11月18日 12代所長小野幹雄就任
 平成元年 4月3日 第41期司法修習生（昭和62年度採用）の修習終了
 平成2年 4月3日 第42期司法修習生（昭和63年度採用）の修習終了
 平成3年 4月2日 第43期司法修習生（平成元年度採用）の修習終了
 6月4日 所長小野幹雄転出
 6月4日 13代所長山口繁就任
 平成4年 4月1日 第44期司法修習生（平成2年度採用）の修習終了
 平成5年 4月1日 第45期司法修習生（平成3年度採用）の修習終了
 平成6年 3月3日 所長山口繁転出
 3月3日 14代所長櫻井文夫就任
 3月15日 埼玉県和光市南二丁目3番8号に新庁舎竣工
 4月1日 第46期司法修習生（平成4年度採用）の修習終了
 4月4日 埼玉県和光市南二丁目3番8号の新庁舎に移転
 6月3日 新庁舎の落成式を挙行
 平成7年 4月3日 第47期司法修習生（平成5年度採用）の修習終了
 平成8年 3月25日 司法修習生指導要綱を改正
 4月1日 第48期司法修習生（平成6年度採用）の修習終了
 平成9年 1月13日 所長櫻井文夫転出
 1月13日 15代所長岡田良雄就任
 4月1日 第49期司法修習生（平成7年度採用）の修習終了
 12月22日 創立50周年記念式を挙行
 平成10年 4月1日 第50期司法修習生（平成8年度採用）の修習終了
 平成11年 3月25日 司法修習生指導要綱を改正
 4月1日 所長岡田良雄転出
 4月1日 16代所長島田仁郎就任
 4月1日 第51期司法修習生（平成9年度採用）の修習終了
 平成12年 4月3日 第52期司法修習生（平成10年度採用）の修習終了
 10月6日 第53期司法修習生（平成11年度採用）の修習終了
 平成13年 2月21日 所長島田仁郎転出
 2月21日 17代所長涌井紀夫就任
 10月5日 第54期司法修習生（平成12年度採用）の修習終了
 平成14年 1月31日 合宿舎（いずみ寮B棟）を増築

沿革

9月18日 所長涌井紀夫転出
 9月18日 18代所長金榮誠志就任
 10月4日 第55期司法修習生（平成13年度採用）の修習終了
 平成15年 10月3日 第56期司法修習生（平成14年度採用）の修習終了
 平成16年 10月1日 第57期司法修習生（平成15年度採用）の修習終了
 平成17年 2月15日 西館を増築

機 構

機 構

1 司法研修所は、裁判官及び司法修習生の人格識見の向上、司法に関する理論と実務の研究又は修得を指導するために、最高裁判所に設置された機関である（「司法研修所規程第1条」p. 18）。

司法研修所の研修の組織は、裁判官の研修を扱う第一部と司法修習生の修習を扱う第二部に分けられる。

司法研修所の職員は、裁判官の研修及び司法修習生の修習の指導を直接担当する司法研修所教官と、司法研修所の事務を処理する事務局の職員とに大別される。

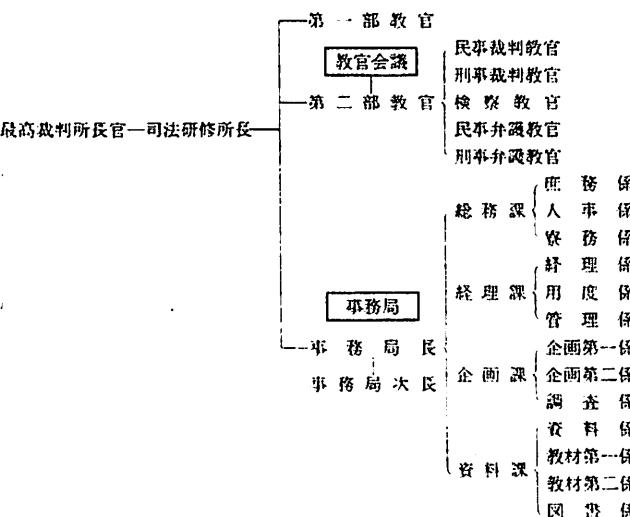
司法修習生を担当する教官（第二部教官）は、司法修習生の基本的な修習科目である民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目のいずれかを専任しており、その担当する科目について実務の経験の深い裁判官、検察官、弁護士がこれに充てられる。

事務局は、司法研修所事務局分課規程（p. 19）に基づいて司法研修所の事務全般を分掌している。

2 司法修習生の修習に関する事務は次のように運営される。

司法修習生の修習指導に関する必要な事項は司法研修所長が定めるが、そのうち修習の企画その他の重要な事項を定めるには、所長を議長とする第二部の教官会議の議を経る。その実施についての具体的な細目は、各科目の教官がそれぞれ協議の上定める。

施 設



施 設

1 概 要

司法研修所は、昭和46年4月東京都文京区湯島四丁目6番6号の旧裁判所書記官研修所跡に庁舎を建設、ここで約23年の歳月を経たが、司法試験制度改革に伴う司法修習生の増加に対応するため、埼玉県和光市南二丁目3番8号（キャンプ朝霞跡地の留保地の一部）に新庁舎を建設し、平成6年4月4日現庁舎に移転した。

現庁舎は、平成4年11月起工、平成6年3月15日に建物が完成（いずみ寮B棟、西館増築棟をその後増築）したもので、敷地約65,000平方メートルの構内には、本庁舎5棟、合宿舎3棟、体育館1棟の計9棟（延べ床面積約60,100平方メートル）で構成されているほか、グラウンド、テニスコートの屋外運動施設も整備されている。

敷地周辺は、緑豊かな和光樹林公園、大泉中央公園に隣まれ、研修、研究のために極めて恵まれた環境である。

2 本 庁 舎

本庁舎は、本館（事務棟）、西館（司法修習棟）、大講堂、東館（裁判官研究棟）、図書館棟から成り、施設規模は次のとおりである。

施 設

構 造

本館 鉄筋コンクリート造5階建
西館 鉄筋コンクリート造4階建
大講堂 鉄筋コンクリート造3階建
東館 鉄筋コンクリート造3階建
図書館棟 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

本館には、所長室、教官室、事務局職員の事務室のほか、模擬法廷教室、R T 教室がある。西館には、階段教室20、中教室20、多目的室、中講堂等がある。東館には、研究室等がある。講堂、教室、研究室等には、AV機器が設置され、視聴覚教育の充実が図られている。図書館棟には、OA教室、図書室、食堂、喫茶、売店、診療所等がある。

3 合宿舎

合宿舎は、いずみ寮（司法修習生宿泊棟）、ひかり寮（裁判官宿泊棟）から成り、いずみ寮は、鉄筋コンクリート造7階建、ひかり寮は、鉄筋コンクリート造3階建である。

修習生居室の広さは約18平方メートル（ベランダを含む。）で、机、椅子、本棚、電気スタンド、ベッド、ユニットバス（トイレ付）、エアコン、冷蔵庫、電話機、下足入れ、洋服入れ、物入れが設備されている。居室数はA棟471室（うち身体障害者用居室3室）、B棟157室の合計628室である。

A棟各階の主要室は、次のとおりである。

1階 事務室 ロビー 談話室（和室） 自販機コーナー 給湯室 塵芥室 コピー室 ランドリー室 居室39室（うち身体障害者用居室3室） 売店
2階 居室72室 セミナールーム 談話室（和室） ランドリー室 給湯室
3、5～7階は、2階と同じ（ただし、談話室は洋室、6階のみ和室）
4階 居室72室 資料室 談話室（洋室） ランドリー室 給湯室

B棟各階の主要室は、次のとおりである。

1階 事務室 ロビー 談話室（和室） 自販機コーナー コピー室 給湯室 居室13室 ランドリー室
2階 居室24室 セミナールーム ランドリー室 給湯室
5階及び7階は、2階と同じ
3階 居室24室 談話室（洋室） ランドリー室 給湯室
4階 居室24室 資料室 ランドリー室 給湯室
6階 居室24室 談話室（和室） ランドリー室 給湯室
食事は、図書館棟2階の食堂を利用できる。

施 設

4 図書室

(1) 概 况

司法研修所図書室は、旧司法省司法研修所から承継した蔵書約2,000冊を基に発足した。

以来、鋭意図書資料の収集に努めてきたところ、蔵書も増加し、利用者も漸増したので、昭和34年紀尾井町庁舎図書室が増築され、昭和46年湯島庁舎においても、図書室の拡大、充実が図られてきた。

現庁舎の図書室は、図書館棟の3階フロアを占め、書庫、閲覧室、事務室等がある。

書庫は開架式であり、閲覧室には約200人分の閲覧席を備えている。

(2) 蔵 書

法律学及びその周辺科学の理論と実務に関する専門書、法学教育及び法曹教育についての図書資料を備えており、平成16年7月1日現在の蔵書は71,690冊（和書64,423冊、洋書7,267冊）である。分類別図書数は右表のとおりであり、その他、最高裁判所、法務省等の官庁資料、内外の法律専門雑誌を収めている。

洋書は大部分が法律関係の図書であり、このうち、独法関係は司法研究所当時の蔵書を承継したもの、故■氏の寄贈図書などを基本としている。そのほか、司法法規集、一般的教科書、注釈書等を収集しており、一応の調査に事を欠かない。また、英米法関係は特に米法関係図書の充実に努め、Hornbook Series、American Casebook Seriesなどの基本的図書を中心に Supreme Court Reporter、U.S. Code Annotatedなどの判例集、法令集を加え、体系的な収集ができている。平成6年には、故■氏の寄贈にかかる英米法関係等の図書を収めた■文庫のコーナーを設けた。仏法関係は、英米法、独法に比べるとまだ不十分である。その他、中国法、韓国法、イスラエル法関係の図書も若干備えている。

(和 書)

分類別	図書数
0総記	2,105
1哲学	1,079
2歴史	826
3社会科学	8,549
32法律	47,917
4自然科学	283
5工学技術	93
6産業	158
7芸術	545
8語学	635
9文学	2,233
計	64,423

（平成16.7.1現在）

(洋 書)

分類別	図書数
A英米法	4,813
G独法	2,093
F仏法	238
その他	123
計	7,267

（平成16.7.1現在）

修習等

雑誌は、国内大学法学部の機関誌その他の法律雑誌を備えている。外国の雑誌は、*Journal of Legal Education*, *Deutsche Richterzeitung* のほか、米国の著名な大学のローレビューなどが受け入れられている。

5 運動施設

敷地内に屋外運動施設として、グラウンド(ソフトボール2面、サッカー兼用)、テニスコート4面がある。

体育館は、鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建で、アリーナ(バレー・ホールコート2面の広さ)、アスレティックルームのほか、更衣室及びシャワー室があり、器具庫には、各種運動器具が備え付けられている。

修習等

旧憲法の下においては、判事と検事の養成を目的とする司法官試補の制度と、それとは別に弁護士養成のための弁護士試補の制度があり、いずれも修習期間は1年6ヶ月間とされていたが、新憲法の下において、法曹一体の要請にこたえて、裁判官、検察官又は弁護士のいずれを志望するにせよ、司法研修所がその事務を主管する司法修習生として、統一して修習することとなった。なお、修習期間は、「少なくとも2年間」とされていたが、平成11年度採用の司法修習生から「少なくとも1年6ヶ月間」とされることとなつた(裁判所法第67条1項)。

以下、司法修習生の採用から修習を終えるまでの過程の概略を説明し、それによって修習制度の実際を紹介することとする。

1 採用

昭和24年5月、従来行われていた高等試験司法科試験が廃止され、司法試験がこれに代わって実施されるようになった。司法修習生は、この試験に合格した者のうちから最高裁判所が命ずる(裁判所法第66条)。司法試験の合格年度のいかんを問わないし、また、旧高等試験司法科試験に合格した者にも同様に採用される資格がある。

2 修習

(1) 司法修習生に関する規則(p.21)によれば、司法修習生の修習目的は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」ことにある。司法修習生の1年6箇月間

修習等

の修習は、この理想ができるかぎり実現するように行わなければならない。

第1に留意すべきことは、司法修習生の修習は、裁判官、検察官又は弁護士すなわち法律実務家となるべき者の修習であることである。法律実務家は、いずれも「生きた事件」を取り扱うものであるが、「生きた事件」は一見簡単に見えるものでも複雑な社会関係から生じたものであって、決して簡単ではない。「生きた事件」の事実関係をいかに把握し、いかに判断するかということが、法律実務家の仕事の中核を形成するのであり、これに関する修習こそ司法修習生の修習の中心をなすものである。この点において、司法修習生の修習は単なる法律理論の探究とは趣を異にする。しかし、法律実務家の仕事は、本来学問的理論的要素を多分に含むものであって、この面の研究を軽視すべきでないことも当然であり、実務に即した学問、実務に即した理論の修得に努めるべきである。

第2に、司法修習生の修習は、法律専門家となるための修業である。いずれの職業分野であっても、専門の道の修業は決してはたから見るような容易なものではない。法律実務家たるための修業も同様である。いずれの専門も技術的な面を多分に伴うものであるが、法律実務家たるためにも多くの技術の修練を必要とする。司法修習生は、この技術的な面を軽視してはならない。要は、技術を重んじつつ、その技術の奉仕すべき目的を見失わぬことである。

第3に留意すべきことは、司法研修所が、単に裁判官だけの養成機関でもなく、同様に検察官あるいは弁護士だけの養成機関でもなく、広く法律実務家を養成するための機関であるということである。司法修習生は、将来の志望のいかんにかかわらず、裁判、検察及び弁護の3部門について、虚心坦懐、偏らない修習をするよう心掛けなければならない。そうすることによって司法修習生は、将来、そのうちいずれの道をとるにせよ、法曹全体に対する理解を深め、「法曹は一つである」ことを体得するに至るのである。

(2) 司法修習生は、司法研修所で3箇月間のいわゆる前期修習を行い、前期修習終了後には、あらかじめ司法研修所長の定めた実務修習地において裁判所6箇月間、検察庁3箇月間及び弁護士会3箇月間の実務修習を行い、これが終わると再び司法研修所に戻って、3箇月間のいわゆる後期修習を行うことになる。司法修習生の修習指導の方針については「司法修習生指導要綱」(p.31)が定められていて、これにのっとった指導が行われている。

ア 司法研修所での前期修習においては、司法修習生は、約75人を1組として編成され、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の各教官1人ずつ計5人の教官が各組の担当教官となって修習指導に当たる。

この前期修習は、まず、裁判、検察及び弁護制度の機構とその手続の概略を実

修習等

務の面から説明し、その各々の使命を明らかにすることから出発する。そこでは、大学で学んだ法律学と司法研修所で行う実務に即した修習との関係、殊に、法律実務は、既に確定された事実に対して法律を適用していくものではなく、まず生きた事実をいかに把握し、いかに判断し、確定するかが重要であることが強調される。修習は、講義、問題研究のほか、現実の事件記録を修正し編集したもの（修習記録と呼んでいる。）を用いて行う法律文書作成（訴状、起訴状、判決書などの起案）とその講評、討論を中心とし、司法修習生が主体となって積極的に取り組む参加型カリキュラムが用意されている。また、視聴覚教育機器を活用し、訴訟手続、捜査手続などに関するビデオ教材により、実務の実際的確な理解や事実認定能力の向上に役立てている。

そのほか、社会の多様な法的ニーズに関する基本的な情報を提供するカリキュラム（選択制）として、法律実務家に必要な専門的な法分野や周辺諸科学（法医学、精神医学、供述心理、簿記・会計など）に関する専門の実務家、研究者の講義、外国法の講義などがある。また、法曹の責任と役割、法曹倫理についてのカリキュラムも行われる。

一般教養科目として人文・社会・自然科学に関する一般講演等が行われる。もっとも、時間の関係上これらは十分とはいえないが、司法研修所の期待するところは、これらが契機となって司法修習生が法律以外の分野にも関心と興味を持ち、自己研さんに努めることである。

イ 実務修習会における修習の順序は、各地の指導連絡委員会が決定する（「司法修習生指導要綱」第1章第6）、修習地ごとに区々となっているが、修習はすべて「生きた事件」について行われる。

裁判所における6箇月間は民事、刑事の各3箇月間に分かれ、配属された部の裁判官の指導の下に、弁論、和解、公判などを傍聴し、裁判長の訴訟指揮や証拠調べなどを実地に見聞することにより、裁判所の訴訟運営と心証形成の過程を知り、判決書の起案についても指導を受ける。この間家庭裁判所の実務についても修習が行われる。

検察庁においては、指導係検事の指導と監督の下に、被疑者、参考人の取調べなどの捜査修習を通して事件処理を体得し、起訴状あるいは不起訴裁定書の起案の指導を受けるほか、公判の立会いに同席して訴追官の側から見た刑事訴訟手続を修習する。

弁護士会においては、個々の法律事務所に配属され、担当弁護士の指導により、依頼者から具体的事情を聴取して訴状、答弁書、準備書面などの起案をし、弁論あるいは公判に同席して証人尋問や弁論の要領を見聞するほか、交渉、契約締結

修習等

などの訴訟外活動や捜査段階の弁護活動など弁護士としての実務を修習する。また、司法修習生全員を集めて、租税、特許、執行、破産等の特別法の講義、法曹倫理の講演、合同起案、模擬裁判なども行っている。

実務修習では、以上のような裁判、検察、弁護の実務の修得のみならず、先輩の法曹と行動をともにし、その職務に取り組む姿に直接触れるを通して、法曹としての心構え、責任、法曹倫理も体得する。

さらに、各実務修習会では社会修習を実施している。社会修習とは、公共又は民間の施設等においてその活動を見学、体験するなどの方法により、法が対象としている社会の実相に触れる機会を付与し、公共精神、奉仕精神をかん養することを目的とする修習であり、具体的には、社会福祉関連施設における介護補助の体験や、少年事件関連施設における処遇体験等、参加型、体験型の修習が行われている。

司法修習生は、実務修習の結果を整理して指導官・指導弁護士に報告するため、実務修習結果簿を作成する。

ウ 各実務修習会における1年間の実務修習を終え、再び司法研修所に戻るのは6月下旬ないし7月上旬である。そしてその後3箇月間、司法研修所において後期修習が行われる。前期修習は実務修習のための導入教育としての意味があるのでに対して、後期修習は司法修習の総仕上げの性質をもつため、各科目とも前期より高度な内容である。また、後期においても、通常の講義などのほか、民事交互通問、刑事模擬裁判などの司法修習生の参加型カリキュラムが用意される。さらに、前期の修習と同様に、多様な法的ニーズに関するカリキュラムや法曹の責任と役割・法曹倫理に関するカリキュラム、一般講演が実施される。

このようにして1年6箇月間の修習を終え、後述する考試に合格した司法修習生は、各自の志望する法曹の各分野へ東立っていく。ちなみに、平成16年秋までの司法研修所出身者の総数は28,095人（うち、女性3,479人）に達している。

司法研修所と実務修習会とは常に緊密な連絡が保たれているが、修習指導の連携及び調整を図るため、毎年司法研修所教官と実務修習会の指導担当者との修習指導に関する意見交換のための連絡協議会を行っている。

3 身分等

司法修習生は公務員ではないが、給与、規律その他の身分関係については公務員に準じた取扱いを受ける。すなわち、司法修習生は修習のため通常必要な期間国庫から一定額（平成16年11月1日現在月額202,900円）の給与を受ける（裁判所法第67条2項）ほか「一般職の国家公務員の例による給与」として、扶養手当、調整手当、住居手当、

修 習 等

通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当の支給を受ける。また国家公務員共済組合法の適用を受け、毎月一定額の掛金を負担し、療養費、出産費その他所定の各給付を受ける資格を取得することとなる。

司法修習生は、修習の全期間を通じて司法研修所長の監督に服するとともに、実務修習期間中はその配属地の高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長の監督をも受ける。また、司法修習生は、修習に専念すべき義務を負い、最高裁判所の許可なくして、公務員となり、又は他の職業に就き、あるいは財産上の利益を目的とする業務を行うことができないし、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない義務を負うなど、公務員と同様の規律を受ける。そして、一定の事由に該当するときは、最高裁判所はその司法修習生を罷免することができる。

4 考 試

司法修習生は、少なくとも1年6箇月間修習をし、最高裁判所に置かれる司法修習生考試委員会の行う試験（考試）に合格して初めて司法修習生の修習を終え、判事補、検事、弁護士となる資格を取得する。この考試では、裁判、検察、弁護の実務についての筆記と口述及び一般教養についての筆記の各試験が行われ、合否は、考試の結果と司法研修所及び実務修習庁会における修習成績とによって、司法修習生考試委員会が決定する。

修 習 等

(日程の一例)

平成16年度採用（第58期）司法修習生の司法研修所における前期修習日程抜粋			
月 曜 日	1 限 目	2 限 目	3 限 目
5 月 24	民事共通講義 4	刑事弁護判例研究	刑事弁護特別講義 —3限目終了後— 課外講座
25 火	民事裁判起案 3（即日）		
26 水	民事弁護起案 3 講評		民事共通特別講義 2 —3限目終了後— 課外講座
27 木	検察事例研究 1	民事弁護起案 4（即日）	
28 金	民事共通選択制講座 A 2	民事弁護特別講義	民事共通選択制講座 B 1 刑事共通特別講義 B 1
5 月 31	刑事弁護演習 3 講評	全科共通講演	全科共通討論
6 火 1	刑事弁護起案 2（即日）		
2 水	刑事裁判起案 3 講評 2	刑事共通特別講義 A 1	刑事弁護起案 2 討論
3 木	検察起案 3（即日）		
4 金	民事弁護起案 4 講評		検察起案 3 討論

6 7	月	民事共通選択制講座A 3	民事弁護講義 4	民事弁護演習 2
8	火	刑事共通特別講義A 2	民事共通特別講義 3	民事共通選択制講座B 2 刑事共通特別講義B 2
9	水	民事裁判起案 3 講評		民事共通選択制講座B 3
10	木	民事裁判起案 3 討論	民事弁護演習 2 討論	刑事共通問題研究
11	金	民事弁護演習 2 討論		民事裁判起案 3 討論
11	金	民事弁護起案 5 (即日)		

14	月	検察起案 3 講評	民事共通選択制講座B 4 刑事共通特別講義B 3	
15	火	民事共通演習 1		検察事例研究 2
16	水	民事共通演習 2	民事共通演習 2 講評	刑事弁護起案 2 講評
17	木	民事裁判起案 4 (即日)		検察講義 5
18	金	刑事裁判問題研究 3		民事共通選択制講座B 5

関係法規通達等

1 裁判所法抜粋 (昭和22年4月16日公布、同年5月3日施行)
法律第59号

改正 平成10法律第50号、平成16法律第8号

第14条 (司法研修所) 裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に司法研修所を置く。

第55条 (司法研修所教官) 最高裁判所に司法研修所教官を置く。

司法研修所教官は、上司の指揮を受けて、司法研修所における裁判官の研究及び修養並びに司法修習生の修習の指導をつかさどる。

第56条 (司法研修所長) 最高裁判所に司法研修所長を置き、司法研修所教官の中から、最高裁判所が、これを補する。

司法研修所長は、最高裁判所長官の監督を受けて、司法研修所の事務を掌理し、司法研修所の職員を指揮監督する。

第66条 (採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第67条 (修習・試験) 司法修習生は、少なくとも1年6月間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。

第1項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

第68条 (罷免) 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

第75条 (評議の秘密) 合議体である裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。

評議は、裁判長が、これを聞き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

(原文は複数書き)

2 司法研修所規則 [昭和22年12月1日施行]
最高裁判所規則第11号

改正 昭和23最高裁判所規則第25号、昭和24第15号、
昭和25第13号、昭和26第2号、昭和27第9号、
昭和40第14号、昭和47第4号、昭和56第1号

第1条 司法研修所に最高裁判所が定める員数の職員を置く。

第2条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、裁判官、検察官、弁護士又は学識経験のある者に司法研修所教官の事務の一部を嘱託する。

第3条 司法研修所の庶務を掌らせるため、司法研修所に事務局を置く。

司法研修所に事務局長及び事務局次長を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が補する。

司法研修所事務局長は、司法研修所長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

司法研修所事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

司法研修所事務局にその事務を分掌させるため、課を置き、各課に課長を置く。

課長は、裁判所事務官を以て充て、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

第4条 最高裁判所は、必要があると認めるときは、司法研修所の支部を設ける。

(原文は綴書き)

3 司法研修所規程 [昭和22年12月1日施行]
最高裁判所規程第6号

改正 昭和24最高裁判所規程第13号、昭和25第6号、
昭和26第3号、昭和29第4号、昭和32第3号、
昭和40第3号、昭和57第3号、平成16第4号

第1条 司法研修所は、裁判官及び司法修習生の人格識見の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究又は修得を指導する。

第2条 司法研修所の研修は、左の各号によりこれを行う。

- 1 合同研修
- 2 個別研究
- 3 その他の研修

第3条 前条第1号の研修の組織を次の2部に分ける。

第一部 裁判官の研修

第二部 司法修習生の修習

- ② 前条第3号の研修は、講演又は資料の配布その他の方法によりこれを行う。
 第4条 第2条第2号及び第一部の研修については、研修の期間、場所及び研修に参加する者その他の重要な事項は、最高裁判所がこれを定める。
 ② 前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、司法研修所長が、これを定める。ただし、第二部の研修の企画その他の重要な事項を定めるには、教官会議の議を経なければならない。
 ③ 教官会議は、第二部の研修を担当する司法研修所教官でこれを組織し、司法研修所長が、その議長となる。
 ④ 司法研修所長は、司法研修所規則第2条の規定により嘱託を受けた者を教官会議に参加させることができる。
 第5条 司法研修所長は、研修を終えた者に研修の結果を報告させることができる。
 ② 司法研修所長は、第一部の研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告する。
 第6条 司法研修所長は、研修の目的を達するために必要な調査又は研究を適当な者に委嘱することができる。
 ② 司法研修所長は、前項の規定により委嘱した調査又は研究の結果を最高裁判所長官に報告する。
 第7条 司法研修所長は、毎年3月末までに、翌年度の研修計画の大綱を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。
 第8条 この規程に定めるものの外、司法研修所に関し必要な事項は、司法研修所長がこれを定める。

(原文は綴書き)

4 司法研修所事務局分課規程 [昭和24年7月1日施行]
最高裁判所規程第14号

改正 昭和59最高裁判所規程第3号、平成3第3号、
平成6第2号、平成16第1号

第1条 司法研修所事務局に次の課を置く。

- 総務課
- 経理課
- 企画課
- 資料課

第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 会議及び協議会に関する事項

- 2 機密に関する事項
- 3 公印の保管に関する事項
- 4 文書の接受及び発送並びに公文書類の編集及び保管に関する事項
- 5 研修員及び司法修習生の合宿舎の運営に関する事項
- 6 他の課に属しない事項

第3条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 前渡資金に関する事項
- 2 予算及び決算に関する事項
- 3 物品の整備、出納及び保管に関する事項
- 4 自動車の運行に関する事項
- 5 庁舎等の施設の管理及び安全保持に関する事項

第4条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 研修及び修習の企画立案に関する事項
- 2 研修及び修習の日程の編成に関する事項
- 3 研修員及び司法修習生の募集に関する事項
- 4 研修及び修習の日程の実施に関する事項
- 5 研修及び修習の制度及び実態の調査に関する事項
- 6 研修及び修習の結果の報告に関する事項
- 7 司法研究の企画及び実施に関する事項

第5条 資料課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 研修及び修習に必要な資料の収集、編集、整備及び配布に関する事項
- 2 教材及び講義案の編集、整備及び配布に関する事項
- 3 司法研究報告書の刊行に関する事項
- 4 司法研修所論集等の刊行に関する事項
- 5 図書の収集、保管、閲覧等に関する事項

第6条 事務局長において必要と認めたときは、一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

(原文は趣書き)

5 司法修習生に関する規則（昭和23年8月18日施行） 最高裁判所規則第15号

改正 昭和27最高裁判所規則第22号、昭和45第13号、
平成11第1号、平成12第1号

第1章 総 则

第1条 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

第2条 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第3条 司法修習生は、修習にあたって知った秘密を漏らしてはならない。

第2章 修 習

第4条 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるよう努めなければならない。

第5条 司法修習生は、修習期間の中、少なくとも、6箇月は裁判所で、3箇月は検察庁で、3箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない。

前項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

第6条 司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった70日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。（p.28「司法修習生に関する規則」
第6条の適用について）

第7条 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

司法研修所長は、第1項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第8条 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事又は弁護士会長に委託する。

第9条 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。

第7条第3項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

- 第10条 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。
- 第11条 司法研修所は、この規則に定めるもの以外、修習に関して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によって定めるもの以外、それぞれ各府又は各会における修習に関して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

第3章 考 試

- 第12条 裁判所法第67条第1項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会（以下委員会という。）を常設する。

委員会は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適当な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

委員会に書記を置く。

- 第12条の2 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、考査委員を委嘱することができる。

考査委員は、考試の実施に関し、委員長が特に命じた事務を行なう。

- 第13条 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。前項の報告には、第10条により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

- 第14条 委員会は、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行う。

- 第15条 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

- 第16条 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によって、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第4章 溝 免

- 第17条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者

- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 破産者で復権を得ない者

- 第18条 最高裁判所は、司法修習生に左の事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

- 1 品位を辱める行状があつたとき
- 2 修習の態度が著しく不真面目なとき
- 3 成績不良で修習の見込みがないとき
- 4 病気のため修習に堪えないとき
- 5 本人から願出があつたとき

- 第19条 司法研修所長は、司法修習生に前2条の各号に當る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

- 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前2条の各号に當る事由があると認めるときは、司法研修所長を通じて、これを最高裁判所に報告しなければならない。

（原文は縦書き）

6 司法修習生の給与に関する規則（昭和55年4月1日施行） 最高裁判所規則第2号

改正 昭和55最高裁判所規則第9号、昭和56第7号、昭和58第4号、昭和59第7号、昭和60第4号、昭和61第7号、昭和62第10号、昭和63第1号、第7号、平成元第3号、平成2第7号、平成3第5号、平成4第10号、平成5第5号、平成6第10号、平成7第5号、平成8第9号、平成9第10号、平成10第4号、平成11第8号、平成14第11号、平成15第18号

第1条 司法修習生の給与月額は、202,900円とする。

第2条 裁判官の報酬等に関する法律（昭和23年法律第75号）第4条から第7条までの規定は、司法修習生の給与について準用する。

第3条 司法修習生には、第1条に規定する給与のほか、一般職の国家公務員の例に準じて、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

第4条 司法修習生で常勤の国家公務員の職を兼ねるものには、司法修習生として受けるべき給与は、支給しない。

（原文は縦書き）

7 司法修習生の規律等に関する規程 (昭和28年7月1日施行)
司法研修所規程第1号

改正 昭和29司法研修所規程第2号、昭和51第1号、
平成2第1号

(身分証明書)

第1条 司法修習生は、司法研修所長より身分証明書の交付を受け、常にこれを携帯しないなければならない。

2 身分証明書を失い又は汚損したときは、直ちに、その再交付を求めなければならない。
3 司法修習生の身分を失ったときは、直ちに、身分証明書を返さなければならない。

(身上に関する届出)

第2条 司法修習生は、その身分を取得した後、直ちに、司法研修所長に対し、その定める様式にしたがって身上に関する届出をしなければならない。転籍、婚姻、氏名の変更、扶養家族の増減等身上に変動があったときも同様である。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中身上に変動があったときは、前項の届出は、その長を経てするものとする。

(住所に関する届出)

第3条 司法修習生は、入所した後、直ちに、その住所を司法研修所長に届け出なければならない。住所を変更したときも、同様である。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、前項に準じ、その長に住所に関する届出をしなければならない。

3 前項の届出を受けた検察庁又は弁護士会の長は、これを地方裁判所長に通知するものとする。

(旅行に関する届出等)

第4条 司法修習生は、宿泊をする内国旅行をしようとするときは、あらかじめ司法研修所長に届け出なければならない。ただし、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に届け出れば足りる。

2 司法修習生は、外国旅行をしようとするときは、司法研修所長の承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けようとする者は、司法研修所長に対し、その定める様式の承認申請書を提出しなければならない。この場合において、その者が、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中であるときは、その長を経て承認申請書を提出しなければならない。

(欠席の承認)

第5条 司法修習生は、病気その他の事由により修習することができないときは、予め

司法研修所長にその事由を附して欠席の承認を求めなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に対してすれば足りる。

2 病気、灾害その他やむを得ない事由により、前項の規定によることができなかつた場合には、遅滞なくその理由を附して、欠席の承認を求めなければならない。

3 欠席が6日以上にわたるときは、医師の証明書その他修習することができない事由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。

4 第1、2項の場合において、承認を求められた裁判所、検察庁又は弁護士会の長は、その結果を司法研修所長に通知するものとする。

(健康管理)

第6条 司法修習生は、司法研修所、裁判所又は検察庁において実施される健康診断を受けなければならない。

(兼職等の許可申請)

第7条 司法修習生に関する規則第2条の規定により最高裁判所の許可を受けようとするときは、その申請書を司法研修所長に提出しなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長を経て司法研修所長に提出するものとする。

第8条 司法修習生は、司法修習生に関する規則第2条に規定する場合を除く外、司法研修所長の許可を受けなければ、修習に支障を生ずる虞のある学業その他の業務に就くことができない。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中前項の許可を受けようとするときは、その長を経て申請するものとする。

(原文は楷書き)

(参考様式) (備注) 用紙はA4横長

その1

○ ○ 届	平成 年 月 日
司法研修所長 殿	
平成 年度採用(第 期)	
司法修習生(組 配属)	
氏名 (印)	
この度、 しましたので、戸籍謄本を添えてお届けします。	
(注) 転籍、婚姻、改氏名、出生届等	

その2

住 所 変 更 届

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)
司法修習生(組 配属)
氏名 (印)

下記のとおり住所を変更しましたので、お届けします。
記

旧住所
新住所
郵便番号(-) 電話(- - - -)

その4

欠 席 承 認 願

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)
司法修習生(組 配属)
氏名 (印)

下記のとおり欠席したいので、承認してください。
したので、
記

1 欠席月日 月 日 (曜日)
2 事由
(具体的に)
3 添付書類
4 連絡先

その3

旅 行 届

平成 年 月 日

司法研修所長 殿

平成 年度採用(第 期)
司法修習生(組 配属)
氏名 (印)

下記のとおり旅行しますので、お届けします。
記

1 旅行期間 平成 年 月 日 (曜日) から
平成 年 月 日 (曜日) まで

2 旅行先

3 旅行中の連絡先

日間

(注) 1 外国旅行の場合は外国旅行承認申請書による。
2 欠席を伴う場合は欠席承認願を別途提出する。

8 司法修習生のバッジに関する規程 (昭和32年12月1日施行)
最高裁判所規程第11号

第1条 司法修習生は、この規程に定めるバッジをつけるものとする。

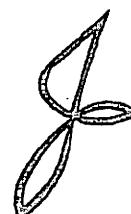
2 前項のバッジの形状及び制式は、附図のとおりとする。

第2条 前条のバッジは、交付する。

2 司法修習生がその身分を失ったときは、すみやかにバッジを返納しなければならない。

(原文は楷書き)

(附図)
バッジの形状



司法修習生に関する規則第6条の運用について

バッジの制式

地質	大きさ	表面		裏面及び側面
		様	内 部	
銀 （七 宝 入）	上片 幅 長さ 右片 幅 長さ 下片 幅 長さ	1.0 0.35 厘 0.7 0.23 厘 0.95 0.3 厘	銀 右片 銀	上片 紺色 赤色 白色

9 司法修習生に関する規則第6条の運用について

昭和63年12月22日司研企第397号司法修習生配
属の地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士
会長あて司法研修所長通知

改正 平4. 4. 13 (司法研修所長通知)
平7. 8. 1 (同)
平11. 3. 18 (同)

標記の運用について下記のとおり定めましたから、司法修習生の欠席日数の算出は、これによってください。

なお、貴府会で修習中の司法修習生にこの趣旨を周知させてください。

記

1 司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）第6条に規定する70日以内の期間の計算においては、次の(1)から(3)までに掲げる日を含めないこととし、これら以外の日に修習できない場合を欠席とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 修習をしなかった期間は、欠席日数の合計により算出する。

3 欠席が正当な理由によるかどうかは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第18条及び第19条の規定に準じて、その都度司法研修所長又は実務修習会の長が判断するものとする。

4 1の(1)から(3)までに掲げる日以外の日は、自宅起案日、自由研究日（いわゆる夏期の休暇を含む。）その他の修習指導担当者の修習のための指示により出勤することを

司法修習生の実務修習中における外国旅行承認申請の手続について

要しない日とされている場合であっても、病気その他この日に修習できない事情があるときは、欠席として扱われる。したがって、数日にわたる欠席期間中に自由研究等の日があっても、欠席日数の計算上控除されない。

10 司法修習生の実務修習中における外国旅行承認申請の手続について

平成2年12月25日司研総第789号司法修習生配
属の地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士
会長あて司法研修所長通知

改正 平4. 10. 1 (司法研修所長通知)
平6. 12. 15 (同)

平成2年司法研修所規程第1号による改正後の司法修習生の規律等に関する規程（昭和28年司法研修所規程第1号）第4条第3項に規定する標記の手続を下記のとおり定めましたので、平成3年1月10日からこれによってください。

なお、昭和61年7月10日付け司研総第431号司法研修所長通知「司法修習生の実務修習中における外国旅行許可願の手続について」は、廃止します。

記

- 1 司法修習生の規律等に関する規程第4条第3項に規定する様式は、別紙様式のとおりとする。
- 2 実務修習会の長は、提出された外国旅行承認申請書を、実務修習に対する支障の有無の意見を付し、旅行期間中の修習日程を添えた上、実務修習地の地方裁判所長を経由して、司法研修所長に送付する。

司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用等について

(別紙様式) (備注) 用紙はA4縦長

外国旅行承認申請書	
司法研修所長 殿	平成 年 月 日
平成 年度採用(第 期)	
司法修習生(組・修習地)	
氏名	㊞
下記のとおり外国旅行をしたいので、承認してください。	
記	
1 旅行先	
2 目的	ア 新婚旅行、イ 観光、ウ その他()
3 期間	平成 年 月 日(曜日)から 平成 年 月 日(曜日)まで 日間
修習内容(前期・民事裁判・刑事裁判・検察・弁護・後期)	
4 旅行日程	別紙のとおり
5 同行者	
6 国内の連絡先	
7 経費	ア 私費 イ 団体等から援助を受ける。 (団体名))
(注) (1) 旅行先には国名(又は地域名)を記載する。 (2) 2及び7については該当項目を○で囲む。 (3) 旅行日程(都市名等記載)を作成添付する。	

11 司法修習生の規律等に関する規程第4条第1項の運用等について

昭和61年7月10日司研第430号司法修習生配属の地方裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会長あて司法研修所長通知

司法研修所における前期修習及び後期修習の期間中の標記の運用等について、下記のとおり取り扱うことにしましたから、参考までにお知らせします。

記

1 司法修習生が、司法研修所を中心とする半径50キロメートルの地域外への宿泊を伴

司法修習生指導要綱

う移動をする場合には、旅行届を要するものとし、これ以外の移動については、旅行届を要しないものとする。

- 2 司法修習生が、1に定める地域内に居る場合は、修習ができる状態にあるものとする。したがって、この場合には自由研究日の欠席ということはない。
- 3 司法修習生が、届出を要する旅行をする場合において、その旅行期間中に自由研究日が含まれるときは、その日は欠席とする(昭和63年12月22日付け司研企第397号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第6条の運用について」記4参照)。ただし、出発の日又は帰着の日が、自由研究日である場合には、その日は欠席としない。

12 司法修習生指導要綱

平成11年3月25日司研企第126号地方裁判所長、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会長あて司法研修所長通知

- 第1章 総 則
- 第2章 各 則
 - 第1節 裁 判
 - 第2節 檢 察
 - 第3節 弁 護
 - 第4節 司法研修所における共通科目
 - 第5節 その他の修習

第1章 総 則

第1 司法修習生の修習については、学識の深化及びその実務への応用を図るとともに、一般教養を重視し、法曹となるにふさわしい品位と能力を備え、その社会的使命を自覚させるように指導する。

指導は、実務に関する知識・技能を修得させることを中心としつつ、法曹としての高い識見と職業意識を身に付け、社会に対する広い視野と柔軟な思考力を備えさせるため、法曹倫理等の修得を図るとともに、現実の社会に存在する多様な法的ニーズについての基本的な情報を提供し、法が対象としている社会の実相に触れさせる機会を付与するものとする。

第2 司法修習生の1年6箇月間の修習は、次の順序により行う。

- 1 司法研修所における前期修習(3箇月間)
- 2 修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会(以下「配属庁会」という。)における実務修習(1年間)

3 司法研修所における後期修習（3箇月間）

第3 前期修習は実務に関する基本的知識の修得を、実務修習は裁判、検察及び弁護の各実務の体得を、後期修習は修習の総仕上げ及び全般的な調整を、それぞれ主眼として指導する。

第4 司法研修所における修習においては、次の点に留意する。

- 1 科目間の連携を図り、有機的関連性を高めるように配慮し、科目間の連絡調整を密にする。
- 2 班別討論等により、司法修習生が積極的、主体的に修習に取り組むように配慮するとともに、きめ細かい指導をするように工夫する。

第5 司法研修所は、毎年適切な時期に、各配属庁会の指導担当者を招集して司法修習指導担当者協議会を開き、司法修習生の修習指導の運営に関する事項について協議を行う。

第6 配属庁会は、指導に関して相互に連絡を取り、また、司法研修所と緊密な連絡を保つため、配属地ごとに司法修習生指導連絡委員会を設ける。

司法修習生指導連絡委員会は、修習の効果を挙げるため、修習の内容、修習の順序、修習に関する費用の使用方法、見学の実施等について連絡協議する。

第7 司法研修所及び各配属庁会は、司法研修所における修習と配属庁会における修習との連携及びその調整について留意し、修習内容の概要を報告し合い、その重複を避け、又は相互にその不十分な点を補強するなど、有機的関連性を高めるよう努める。

司法研修所は、上記の目的のため、必要に応じて、関係配属庁会の指導担当者と協議会を開くことができる。

第8 司法修習生の指導に当たっては、教官及び指導担当者は、人格的接触による指導を心掛け、また、司法修習生のきんのない希望、感想などを聞くように努め、常に相互の理解のもとに修習の実を挙げるように留意する。

第9 各配属庁会は、本要綱の実施に当たり、その地の実情に即して、適切妥当な指導を行う。

第2章 各 則

第1節 裁 判

各期における指導は、次の要領による。

第1 司法研修所における前期修習期間

A 民事裁判

1 指導目標

民事裁判実務の全般について(特に第一審訴訟手続を中心にして)、民事弁護科目との有機的な関連性に配慮しながら、その基本的な知識を修得させ、実務に即した理論を学ばせる。

特に、民事裁判における要件事実及び事実認定の基本を理解させるとともに、訴訟運営の重要性を認識させる。

2 指導方法

(1) 講義

修習記録等の教材を使用して、訴えの提起から判決の旨渡しまでの第一審訴訟手続の概要を、実体法上及び訴訟法上の問題を指摘しながら解説する。その中では、訴訟物、主張立証責任等について基本的理解を得させ、弁論主義及び処分主義の実務上果たす機能を認識させ、裁判の独立、適正かつ迅速な民事裁判の実現、事実認定、訴訟運営等裁判全般に関する重要問題について裁判官としての在り方及び心構えの修得に必要な指針を示すように努めるとともに、判決書の作成について一般的な理論と技術を指導する。

また、民事事件のほか、家事事件の理論及び実務についての基礎的知識を修得させる。

(2) 起案及び講評

基本的な事項を問題とする修習記録等の教材を使用して、判決書等を起案させ、これについて討論及び講評を行うなどの方法により、事実整理及び事実認定等についてその理論と技術を具体的に説明し、あわせて、事実認定の重要性を認識させるとともに、訴訟運営の在り方を修得させる。

(3) 問題研究

修習記録等の教材を使用して、第一審訴訟手続において生ずる実体法上及び訴訟法上の個別的な問題を取り上げて研究させた上、討論及び講評を行うなどの方法により、民事裁判の理論及び実務についての理解を深めさせる。

B 刑事裁判

1 指導目標

刑事裁判実務の全般について(特に第一審公判手続を中心にして)、その基本的な知識を修得させ、実務に即した理論を学ばせる。

特に、刑事訴訟手続の流れ、事実認定及び判決書作成の基本を理解させるとともに、訴訟運営の重要性を認識させる。

2 指導方法

(1) 講義

修習記録等の教材を使用して、公訴提起から判決宣告までの第一審公判手続の概要を実務の立場から解説し、審理に当たって特に考慮しなければならない訴因、証拠等の諸問題を理解させるとともに、判決書の作成に関する理論と技術を教えるほか、刑事裁判機構の実際を明らかにし、裁判の独立、適正かつ迅速な刑事裁判の実現等の重要な問題について、裁判官としての在り方や心構えを理解するために必要な指針を示す。

また、令状事務、少年審判等の理論及び実務について基礎的知識を修得させる。

(2) 記録演習

修習記録を使用して、事実認定上の問題を少人数のグループごとに検討させ、その結果をもとに全体で討議を行わせるとともに、教官が指導する方法により、記録の読み方や証拠の評価等の事実認定の基本を修得させる。

(3) 起案及び講評

基本的な問題を含む事件の修習記録を使用して、判決書及び事実認定上の問題点等を起案させ、できるだけ早期に、これについて討論及び講評を行うなどの方法により、判決書の作成の仕方を理解させるとともに、事実認定、特に供述の信頼性の判断方法や間接事実による認定の考え方を理解させることに重点を置く。

(4) 問題研究

修習記録その他の教材を使用して、訴訟法上及び実体法上の諸問題（最近の実務上しばしば起こっている問題も含む。）を取り上げ、司法修習生相互に討論を行わせ、教官が論点の所在及び考え方について指導する方法により実施する。

第2 配属府における実務修習期間

1 指導目標

司法研修所における前期修習を基礎として、裁判所における裁判実務の全般にわたり、具体的事件の処理を通じて裁判官として必要な基本的知識を修得させるとともに、裁判所における裁判実務の実情について理解を得させ、裁判官としての在り方及び心構えを体得するように指導する。

2 指導方法

計画的かつ統一的な指導を行い、実務修習の効果を挙げるため、次の要領に従って、配属府の実情に応じた具体的な指導計画を作成する。

- (1) 司法修習生を部に配属するに当たっては、できる限り一つの部に同時に複数の司法修習生を配属するように努める。
- (2) 司法修習生ができる限り複数の裁判官の指導を受けられるように配慮する。単独事件のほか、合議事件についても修習させ、事件の係属状況によっては、他の部の事件について修習させることも考慮する。

(3) 指導計画の作成、各配属部間の連絡調整等を担当する全般的な指導担当の裁判官を修習指導官として定める。

(4) 各配属部の裁判官は、修習指導官と適宜協議を行い、各配属部間の指導の統一を図るとともに、指導方法の研究及び向上に努める。

(5) 司法修習生が民事部に配属されている期間における刑事裁判修習、刑事部に配属されている期間における民事裁判修習についても、配属府の実情に応じて機能的に対処できるように配慮する。

3 指導の範囲及び方針

(1) 指導に当たっては、司法研修所における修習と連携し、その性質上司法研修所において十分な指導をすることが困難なもの（例えば、訴訟運営、事実認定、量刑、尋問技術等）について研究させることに重点を置き、判決の起案に偏ることのないように配慮する。

(2) 民事裁判においては通常訴訟の第一審事件を、刑事裁判においては通常第一審事件を中心として、実務上比較的多く見受けられる事案を選択して修習させるようとする。

(3) 指導の具体的な内容としては、裁判官の立場に立って、民事裁判においては口頭弁論を、刑事裁判においては公判を傍聴させるほか、事前準備、争点及び証拠の整理手続、和解、期日外の証人尋問、検証等の手続にもできるだけ立ち会う機会を設け、また、合議を傍聴させるなどして裁判の実情を直接理解できるように配慮するとともに、理論的な研究に偏ることなく、事案の実情に即した適正妥当な裁判の実現についての方策を学ばせるようとする。

(4) 指導に当たっては、司法修習生に対し、隨時発問して意見を述べさせ、司法修習生からの質問に応答する機会をできるだけ設けるなどして、司法修習生の積極的、主体的取組を引き出すように配慮する。

また、配属府の実情に応じて、実務修習の趣旨に即した適切な方法、例えば、模擬裁判、判例研究、問題研究（司法修習生の提出した問題を対象としたものも含む。）等による合同修習の機会を設けるように配慮する。

4 その他

ア 民事裁判においては民事保全事件、民事執行事件、倒産事件等、刑事裁判においては令状事件等についても、配属府の実情に応じて、傍聴、講義、見学その他適切な方法により、一般的、基礎的知識を修得させるように配慮する。

イ 家庭裁判所における家事事件及び少年事件（両者を通じ、原則として14日間）についても、傍聴、講義、見学その他適切な方法により、実務の事件処理の実情を理解させるようにする。

ウ 裁判官以外の裁判所職員の事務についても、講義、見学等を実施し、裁判所全体の機構と活動状況を理解させるように努める。特に、調書作成事務や審理充実事務等の裁判所書記官事務についての実情を理解させるように配慮する。

第3 司法研修所における後期修習期間

1 指導目標

配属府における実務修習の後を受け、各配属府における実情の違いから生ずる修習の不均衡を調整し、総合的な修習指導をして、その最後の仕上げを期する。

2 指導方法

A 民事裁判

起案及び講評並びに問題研究等を中心として、前期修習の場合に準じて指導する。

特に、事案の見方、法律構成の妥当性、証拠の価値判断、それに基づく事実認定及び結論の妥当性、訴訟運営の在り方等について考慮を払い、より高度の能力を養うように指導する。

使用する修習記録等は、前期修習及び実務修習の成果を勘案しつつ、上記の指導目標にふさわしいものを選ぶように努める。

B 刑事裁判

起案及び講評並びに問題研究を主眼として、前期修習の場合に準じて指導する。

起案に使用する事件は、前期修習の場合に比べ、より複雑困難なものを見、既に修得した知識に基づき、自己の判断により事件を処理する能力を養うように指導する。

第2節 檢 察

各期における指導は、次の要領による。

第1 司法研修所における前期修習期間

1 指導目標

検察実務に関する基本的知識を修得させるとともに、実務に即した理論についての研究を指導し、併せて検察の使命と役割を理解させる。

2 指導方法

(1) 講義

検察講義案を教材として、検察制度の沿革、検察の機構、検察事務等について概説的説明を行い、検察全般にわたる知識を修得させた上、修習記録等を併用しながら、刑事手続（捜査、事件処理、公判等）及び刑事手続以外の分野における検察官の活動等について具体的に解説し、その中で、基本的人権の擁護に努めつ

つ社会正義を実現し、我が国社会の安全と公正を守るという検察官の重要な使命と役割を理解させる。

(2) 起案及び講評

事実の認定、法律の適用について基本的な問題点を含み、しかも検察実務上取り扱うことの多い事件に関する修習記録を使用して、捜査方針、事件処理及び立証方針等を判断させ、捜査方針については勾留請求の要否に関して検討した事項等を、事件処理については起訴状又は不起訴裁定書とともに、当該事件の処分に際し、事実の認定、法律の適用及び情状に関して考慮した問題点とその結論及び思考過程を、立証方針等については証拠整理に関して検討した事項等を、それぞれ起案させる。

討論及び講評においては、証拠の収集、証拠に基づく事実認定、法律適用及び公判立会の各手法を修得させるとともに、事案に対する適正妥当な判断力をかん養させ、かつ、起訴便宜主義の刑事政策的意義及び公判における検察官の活動の重要性を理解させるように指導する。

(3) 問題研究

修習記録、設例等を教材として使用して、実体法上及び訴訟法上の諸問題について研究させた上、討論及び講評を行うなどの方法により、問題点の把握及び考え方について指導する。

第2 配属府における実務修習期間

1 指導目標

司法研修所における前期修習を基礎として、検察府における検察実務の実体を体得させて検察に対する理解を深めさせるとともに、実際の事件の捜査・処理及び公判活動を通じ、検察官として必要な心構えを体得させることを目標とする。

2 指導方法

配属府は、指導担当検察官を定め、一定の指導計画のもとにその指導に当たる。また、各検察府の実情に応じて、指導担当検察官以外の検察官を活用し、その検察官が取り扱う事件についても、指導担当検察官との連携のもとに、司法修習生に適宜修習させ、指導することができる。

3 指導の範囲及び方針

(1) 指導に当たっては、司法研修所における修習と連携し、その性質上司法研修所において十分な指導をすることが困難なもの、すなわち実際の事件の捜査・処理、公判立会その他の検察事務等について、検察官として必要な理解を得させることを主眼とし、その際、単なる技術的指導にとどまらず、検察官として必要な心構えを体得させることを心掛ける。

- (2) 実際の事件の検査・処理は、刑法犯を主とし、なるべく各種罪名にわたる在宅事件及び身柄事件を処理させることに配慮し、その際、検視、検証、実況見分、捜索、差押え、取調べ等の要領を修得させながら、事件処分の手法を指導する。
- (3) 事件の検査については、取調べ技術、主要犯罪検査の要領、証拠収集方法、検査書類作成の要領を中心に指導する。
- (4) 事件の処理については、事件の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、起訴・不起訴処分決定の基準の体得、事件報告の要領等を重点として指導し、検察官として必要である迅速な決断力と円満妥当な判断力等を養成体得させることを主眼とする。
- (5) 公判の立会については、検察官として公判に臨む心構え、態度等について理解させた上、提出証拠の整理、証拠等関係カードの作成、冒頭陳述書の起案、論告要旨の起案等をさせ、あるいは証人尋問技術について指導し、もって公判立会の要領を修得させるとともに、これを通じて検察官の公判における活動の重要性を認識させる。
- (6) その他、検察機関全般の有機的活動の実体を理解させるため、次のことを行う。
 - ア 捜査、事件処理及び公判立会の実務について、講義、研究会等を行う。
 - イ 証拠品、令状、執行等の検務事務全般について、講義、見学その他適切な方法によりその取扱いを理解させる。
 - ウ 審察、刑務所等に対する指揮及び連絡、裁判所及び弁護士との連絡、上級検察官に対する報告、他検察官との共助等について、適宜その要領を指導する。
 - エ 捜査、公判における機動的、広域的検察活動について、適宜その実体を理解させる。

第3 司法研修所における後期修習期間

1 指導目標

検察実務に関する総合的指導を行い、その最後の仕上げを期する。

2 指導方法

講義、修習記録に基づく起案及び講評、設例等に基づく実体法上及び訴訟法上の諸問題の研究討論を主とし、前期修習の場合に準じて指導する。

使用する修習記録等は、前期修習及び実務修習の成果を勘案しつつ、検察修習の総仕上げにふさわしいものを選ぶ。

第3節 弁護

弁護修習においては、民事及び刑事に関する弁護実務の基本的な理論と技術を修得させるとともに、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を理解させるこ

とを目標とする。また、弁護士制度、弁護士倫理、弁護士会の活動及び弁護士の公益的活動について理解させるとともに、社会経済の変化に対応した多様な法分野に関する視点を持たせる。

各期における指導は、次の要領による。

第1 司法研修所における前期修習期間

A 民事弁護

1 指導目標

民事訴訟手続（民事保全及び民事執行を含む。）の概要と事件の受任から権利の実現に至るまでの弁護士の役割を理解させた上、民事裁判科目との有機的な連携のもとに訴訟代理人の訴訟活動に関する基本的知識を修得させる。

また、現実の社会に存在する多様な法的ニーズにこたえるため、訴訟以外の場において弁護士が果たすべき役割を認識させるとともに、その活動内容を理解させ、民事弁護に対する関心を深めさせる。

2 指導方法

(1) 講義

各種教材を使用して、民事訴訟手続の進展経過を訴訟代理人の立場から解説する。その中で、弁護士としての在り方や心構えについての認識を持たせるとともに、訴訟物、主張立証責任等の実際的意義を理解させ、訴状、答弁書、準備書面、民事保全申立書等の起案や主張立証等の訴訟代理人としての訴訟活動について的一般的な理論と技術を説明し、修得させる。

訴訟事件以外の民事弁護実務を紹介し、その多様性と弁護士が現代社会において果たすべき役割の重要性を理解させる。

(2) 起案及び講評

修習記録等の教材を使用して、訴状、答弁書、準備書面、民事保全申立書その他の法律文書を起案させ、これについて討論及び講評を行うなどの方法により、事実の把握、法律構成の選択とその主張方法・表現方法についての理論と技術を具体的に説明し、法律文書作成の実務を理解させる。

(3) 演習

各種教材を使用して、実体法上及び訴訟法上の問題点並びに事案の処理方針等についてあらかじめ研究、討論させた上、講評を加えるなどの方法により指導する。

(4) 特別講義

外部講師等の講義・演習により、民事弁護に関する多様な法分野及び諸制度についての基本的な知識を修得させる。

B 刑事弁護

1 指導目標

刑事手続（少年事件を含む。）における弁護士の職責とその重要性を理解させるとともに、適正手続の理念にのっとった弁護活動の基本的な知識と技術を修得させる。

2 指導方法

(1) 講義

捜査及び公判の進展過程並びにその各段階で必要な弁護活動の概要を実務の立場から解説し、被疑者及び被告人の弁護人依頼権、捜査・公判手続並びに証拠法上の問題点を把握させるとともに、弁護士の使命と職責を理解させる。

(2) 起案及び講評

修習記録等の教材を使用して、弁論要旨等を起案させ、討論及び講評を行うなどの方法により、弁論の構成、証拠の分析と評価の手法等について指導するとともに、書面の作成方法を修得させる。

(3) 問題研究

各種教材を使用して、訴訟法上及び実体法上の問題点並びに具体的な弁護活動の方法等についてあらかじめ研究させて、その結果を提出させ、これに基づいて討論及び講評を行う。

(4) 演習

各種教材を使用して、捜査・公判の各手続における弁護人の活動についてあらかじめ研究させ、その結果を報告させた上、討論及び講評を行うことにより、法律上の問題点や実務上の留意事項等を修得させるとともに、討論技術を高めさせる。

(5) 特別講義

特定の分野、例えば、弁護士倫理、当番弁護士制度などの弁護士会活動などについて、外部講師等による講義を含め、適宜の方法により指導する。

第2 配属会における実務修習期間

1 指導目標

司法研修所における前期修習を基礎として、具体的事件の処理を通じて、民事及び刑事弁護の全般にわたり、弁護士として必要な基本的知識と技術を修得させるとともに、弁護士の使命、職責及び職務についての理解を深めさせる。

2 指導方法

(1) 弁護実務修習は、主として、配属会が選任した個別指導担当弁護士（以下「担当弁護士」という。）の指導による。担当弁護士は、具体的事件について、訴状、弁論要旨等の法律文書を起案させて指導し、また、法廷内外の活動その他の事件

処理に立ち会わせてその問題点について解説するなどして、弁護実務の実情を体験的に理解させるように努める。

(2) 各配属会の司法修習委員会は、修習内容の質的及び量的な調整を図るため、各配属会の実情に応じ適宜講義、討論及び模擬裁判等の合同修習を行う。

(3) 各配属会の司法修習委員会と担当弁護士は、緊密に連絡協議し、指導方法の研究及び向上に努める。

3 指導の方針及び範囲

(1) 指導に当たっては、司法研修所における修習と連携するとともに、民事弁護と刑事弁護の修習を適切に配分し、具体的な事件処理に関与させ、さまざまな分野における弁護実務を修得させるように努める。

(2) 指導の範囲は、上記の指導目標、指導方法に留意しつつ、配属会及び担当弁護士の実情に応じて、弁護士倫理のはか、おおむね次の事項について、司法修習委員会及び担当弁護士が適宜定める。

A 民事弁護

ア 民事保全、民事執行を含む訴訟活動

イ 民事調停、家事調停、審判等における活動

ウ 法律相談、交渉、契約書起案、倒産処理等の訴訟外活動

B 刑事弁護

ア 起訴前弁護活動（接見交通等を含む。）

イ 第一审・上訴審公判における弁護活動

ウ 刑事事件における各種書面の起案

エ 少年事件における付添人活動

第3 司法研修所における後期修習期間

1 指導目標

弁護実務の基本的な理論と実務に関する理解を深めて定着させるとともに、法律実務家としての活動開始を目前に控えた司法修習生に対し、弁護士の使命と職責を十分に認識させ、その職務の遂行に必要な能力を養成するため、総合的な指導を行う。

2 指導方法

A 民事弁護

前期修習の場合に準じて、講義、起案及び講評、演習等の方法により指導する。

特に、事案の見方、処理方針の選択、法律構成、主張立証活動、権利実現の手段・方法等に考慮を払い、より高度な能力を養うように指導する。

使用する修習記録等は、前期修習及び実務修習の成果を勘案しつつ、民事弁護

修習の総仕上げにふさわしいものを選ぶ。

B 刑事弁護

講義、演習、弁論要旨・控訴趣意書等の起案及び講評などにより、前期修習期間の指導方法に準じて指導する。

前期修習及び実務修習の成果を踏まえ、事案の分析、証換の評価、検査・公判の各場面における弁護活動について、より高度な実務能力を養うように指導する。

第4節 司法研修所における共通科目

その性質上、裁判、検察及び弁護において共同して指導することによる成果が期待される分野について、共通科目として指導する。

第1 裁判、検察及び弁護共通科目

裁判官、検察官及び弁護士に共通する法曹の責任と役割、法曹倫理について、共同して指導する。

第2 裁判共通科目

裁判官の職責、役割、裁判官から見た法曹の使命等について、民事裁判及び刑事裁判において共同して指導する。

第3 弁護共通科目

弁護士制度、弁護士倫理、弁護士会の活動、弁護士の公的活動等について、民事弁護及び刑事弁護において共同して指導する。

第4 民事共通科目

1 共通講義

第一審訴訟手続における裁判官と訴訟代理人の役割、民事訴訟における法曹倫理等について、民事裁判及び民事弁護において共同して指導する。

2 特別講義

外部講師等の講義により、民事に関する多様な法分野及び諸制度についての基本的な知識を修得させる。

3 共通演習

模擬争点整理、交互尋問、模擬和解等の実施により、訴訟代理人の活動、裁判所の訴訟指揮等を研究させ、併せて尋問技術を修得させる。また、具体的な教材を基に討議させるなどの方法により、民事訴訟の実務処理上の問題点や民事訴訟における法曹倫理等について研究させ、その理解を深めさせる。

第5 刑事共通科目

1 共通問題研究

刑事裁判において生起する共通の問題について、裁判、検察及び弁護の各観点か

ら多角的に研究させる。

2 公判演習

修習記録による冒頭手続から判決の宣告までの第一審公判手続の実演、交互尋問等により、第一審公判手続の流れの基本を理解させるとともに、証人尋問等における尋問技術を修得させ、併せて裁判所の訴訟指揮について研究させる。

3 模擬裁判

公訴提起から判決宣告までの第一審公判手続の実際を理解させ、併せて検察官及び弁護人の活動、裁判所の訴訟指揮、事実認定等を研究させる。

4 特別講義

外部講師等の講義により、法医学、精神医学、鑑定等の刑事に関する周辺科学及び外国の刑事司法制度についての基本的な知識を修得させる。

第5節 その他の修習

第1 司法研修所においては、一般教養について、司法修習生が、その視野を広め、事物の本質を把握し、高い識見と深い洞察力を養うように、人文科学、社会科学、自然科学等に関する講演、公共及び民間施設の見学、芸術の鑑賞等を行う。

第2 司法研修所においては、司法修習生に、実務に関する幅広い知識を修得させるとともに、多様な法的ニーズに関する基本的な情報を提供し、幅広い法事象について関心を持たせるため、行政法、労働法、倒産法、家事少年関係法、知的財産権法、独占禁止法、刑事政策、国際法、外国法等法律科目、簿記会計、心理学等に関する講義等を行う。

第3 各配属府県は、その地の実情に応じて、第1、第2の各項に準じて、講演、見学等を行う。

第4 各配属府県は、その地の実情に応じて、司法修習生に対し、公共又は民間の施設等において、その活動を見学ないし体験させるなどの方法により、法が対象としている社会の実相に触れさせる機会を付与する。

13 司法研修所いすみ寮在寮準則 [平成6年2月9日制定
同年4月4日施行]

裁判所の庁舎等の管理に関する規程（昭和43年最高裁判所規程第4号）第2条第4項の委任に基づき、同規程第19条によって司法研修所いすみ寮在寮準則を次のとおり定める。

第1条 この準則は、司法研修所いすみ寮（以下「寮」という。）が主として司法研修所における研修、研究、修習をする者の研修等のための滞在の用に供するものであることにかんがみ、寮の管理について必要な事項を定めるものとする。

第2条 入寮を希望する者は、入寮許可願を提出して、許可を受けなければならない。

入寮の許可を受けた者は（以下「在寮者」という。）は、寮設置の目的を達成するため、寮における秩序を維持し、適切な環境を保持するよう協力しなければならない。

第3条 在寮者は、寮設置の目的を尊重し、他人の勉学、就寝を妨げ、その他他人の迷惑となる行為をしてはならない。

第4条 在寮者は、門限までに帰寮しなければならない。

来訪者がある場合は、門限までに退出させなければならない。

第5条 在寮者は、集会のため寮を使用する場合又は寮において文書等を掲示する場合には、その都度あらかじめ許可を受けなければならない。

第6条 在寮者は、常に防火に注意し、所定の場所以外で火気の使用又は喫煙をしてはならない。

火災その他の災害に際しては、消防及び避難に協力しなければならない。

第7条 在寮者は、その責に帰すべき事由により、建物、附属設備、備品等を毀損し、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第8条 在寮者は、寮係員が建物、附属設備、備品等の管理のため寮室に立ち入る必要があるときは、これに協力しなければならない。

第9条 この準則若しくは第10条に基づき別に定める細則に違反したとき、又は寮の管理上やむを得ない事由があるときは、退寮させることができる。

第10条 この準則の施行についての細則は、別に定める。

司法修習生の修習終了者数一覧表

期別（採用年度）	人 員	終了後の区分				
		判事補	簡裁判事	検事	弁護士	その他
第1期（昭22）	134 (2)	72 (1)		44 (1)	18	
第2期（昭23）	240 (2)	106 (1)		54 (1)	78	2
第3期（昭24）	284 (3)	84 (2)		77	113 (1)	10
第4期（昭25）	246 (4)	57 (1)		79 (1)	97 (1)	13 (1)
第5期（昭26）	215 (4)	51 (2)		67	84	13 (2)
第6期（昭27）	226 (1)	45		48	131 (1)	2
第7期（昭28）	236 (7)	67 (5)		59	109 (2)	1
第8期（昭29）	216 (3)	73		50	89 (2)	4 (1)
第9期（昭30）	267 (9)	77 (2)		45	143 (7)	2
第10期（昭31）	256 (10)	65 (3)		45	144 (7)	2
第11期（昭32）	282 (14)	69 (3)		51 (1)	157 (10)	5
第12期（昭33）	291 (7)	81 (1)		44 (1)	166 (5)	
第13期（昭34）	349 (11)	83 (3)	1	48 (1)	216 (7)	1
第14期（昭35）	319 (10)	75 (4)		42	202 (6)	
第15期（昭36）	334 (14)	88 (3)		40 (2)	202 (8)	4 (1)
第16期（昭37）	365 (18)	56 (3)	1	45 (1)	261 (14)	2
第17期（昭38）	441 (23)	68 (6)	4	52 (1)	316 (16)	1
第18期（昭39）	478 (25)	63 (2)	3	47 (1)	359 (21)	6 (1)
第19期（昭40）	484 (26)	61 (2)	12 (2)	49	356 (21)	6 (1)

司法修習生の修習終了者数一覧表

司法修習生の修習終了者数一覧表

期別(採用年度)	人員	終了後の区分				
		判事補	簡裁判事	検事	弁護士	その他
第20期(昭41)	511 (28)	77 (5)	8 (1)	49 (1)	369 (20)	8 (1)
第21期(昭42)	516 (18)	78 (2)	6	53	374 (16)	5
第22期(昭43)	512 (21)	61 (1)	3	38	405 (20)	5
第23期(昭44)	506 (37)	63 (1)	2	47 (3)	388 (30)	6 (2)
第24期(昭45)	495 (34)	58 (2)		59 (5)	370 (27)	8
第25期(昭46)	493 (33)	65 (3)	1	50 (4)	371 (23)	6 (3)
第26期(昭47)	506 (29)	85 (5)		47 (2)	367 (20)	7 (2)
第27期(昭48)	543 (27)	84 (2)		38 (2)	416 (22)	5 (1)
第28期(昭49)	537 (24)	78 (3)	1	74 (3)	376 (16)	8 (2)
第29期(昭50)	487 (21)	70 (3)	2	50	363 (18)	2
第30期(昭51)	463 (32)	76 (6)	2	58 (4)	325 (22)	2
第31期(昭52)	465 (40)	61 (4)	3 (1)	49 (4)	350 (31)	2
第32期(昭53)	454 (32)	63 (5)	1	50 (5)	336 (21)	4 (1)
第33期(昭54)	484 (33)	61 (4)		38 (1)	378 (27)	7 (1)
第34期(昭55)	499 (38)	62 (2)		53 (2)	383 (34)	1
第35期(昭56)	483 (49)	57 (8)	1	53 (2)	370 (39)	2
第36期(昭57)	436 (33)	58 (1)		50 (1)	325 (30)	3 (1)
第37期(昭58)	447 (44)	52 (7)		49 (2)	343 (34)	3 (1)
第38期(昭59)	450 (44)	70 (8)		34 (4)	342 (32)	4
第39期(昭60)	448 (52)	62 (10)		37 (6)	347 (36)	2

期別(採用年度)	人員	終了後の区分				
		判事補	簡裁判事	検事	弁護士	その他
第40期(昭61)	482 (45)	71 (8)	2	41 (4)	367 (32)	1 (1)
第41期(昭62)	470 (57)	58 (10)		51 (6)	360 (40)	1 (1)
第42期(昭63)	489 (63)	81 (16)		28 (3)	376 (44)	4
第43期(平元)	506 (58)	94 (20)	2	46 (4)	359 (34)	5
第44期(平2)	508 (70)	65 (16)		50 (8)	378 (45)	15 (1)
第45期(平3)	506 (72)	94 (20)	4	49 (8)	356 (44)	3
第46期(平4)	594 (84)	102 (18)	2	75 (11)	406 (55)	9
第47期(平5)	633 (123)	99 (34)		86 (16)	438 (70)	10 (3)
第48期(平6)	699 (142)	99 (26)		71 (12)	521 (102)	8 (2)
第49期(平7)	720 (155)	102 (26)		70 (16)	543 (113)	5
第50期(平8)	726 (144)	93 (21)		73 (11)	553 (110)	7 (2)
第51期(平9)	729 (167)	97 (18)		72 (16)	549 (132)	11 (1)
第52期(平10)	742 (202)	87 (22)		69 (16)	579 (164)	7
第53期(平11)	788 (196)	82 (26)		74 (10)	625 (158)	7 (2)
第54期(平12)	975 (281)	112 (31)		76 (20)	771 (224)	16 (6)
第55期(平13)	988 (269)	106 (30)		75 (22)	799 (214)	8 (3)
第56期(平14)	1,005 (225)	101 (29)		75 (19)	822 (175)	7 (2)
第57期(平15)	1,137 (264)	108 (35)		77 (19)	934 (207)	18 (3)
計	28,095 (3,479)	4,333 (532)	61 (5)	3,120 (283)	20,275 (2,610)	306 (49)
第58期(平16)	1,187 (280)	現在修習中(平成17年10月終了予定)				

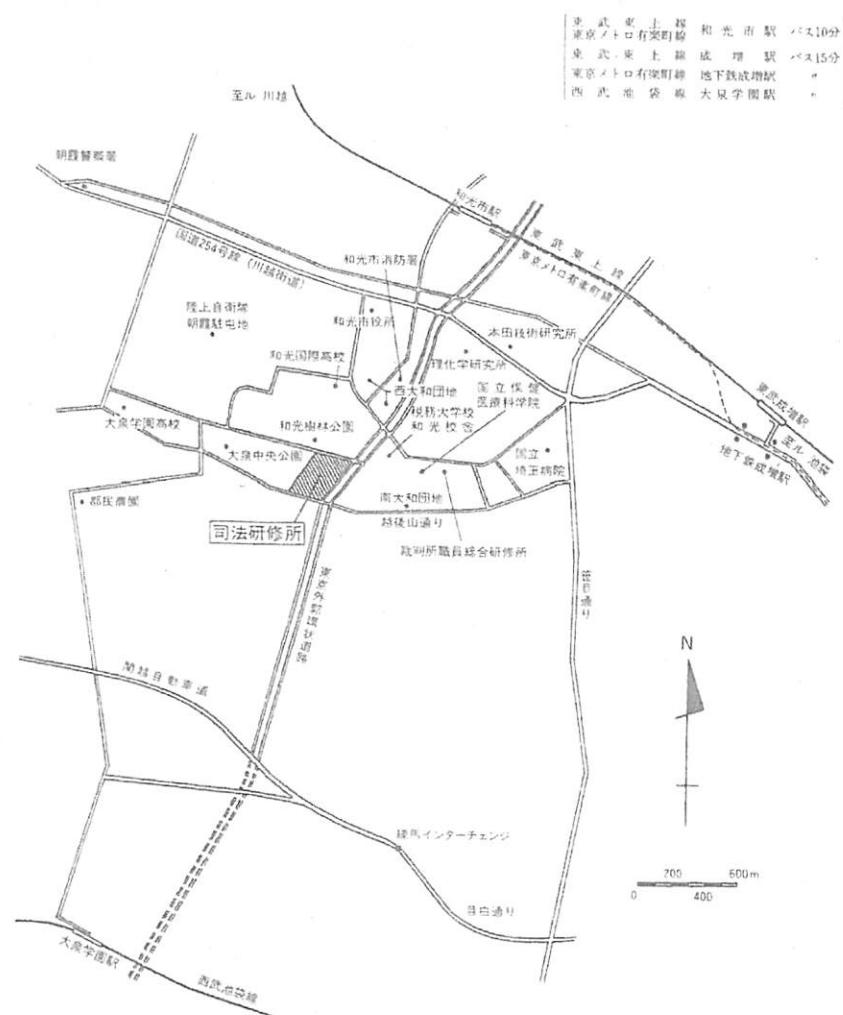
(注)1 括弧内は女性で内数である。

2 修習終了直後の数による。第57期については、平成16年10月16日現在

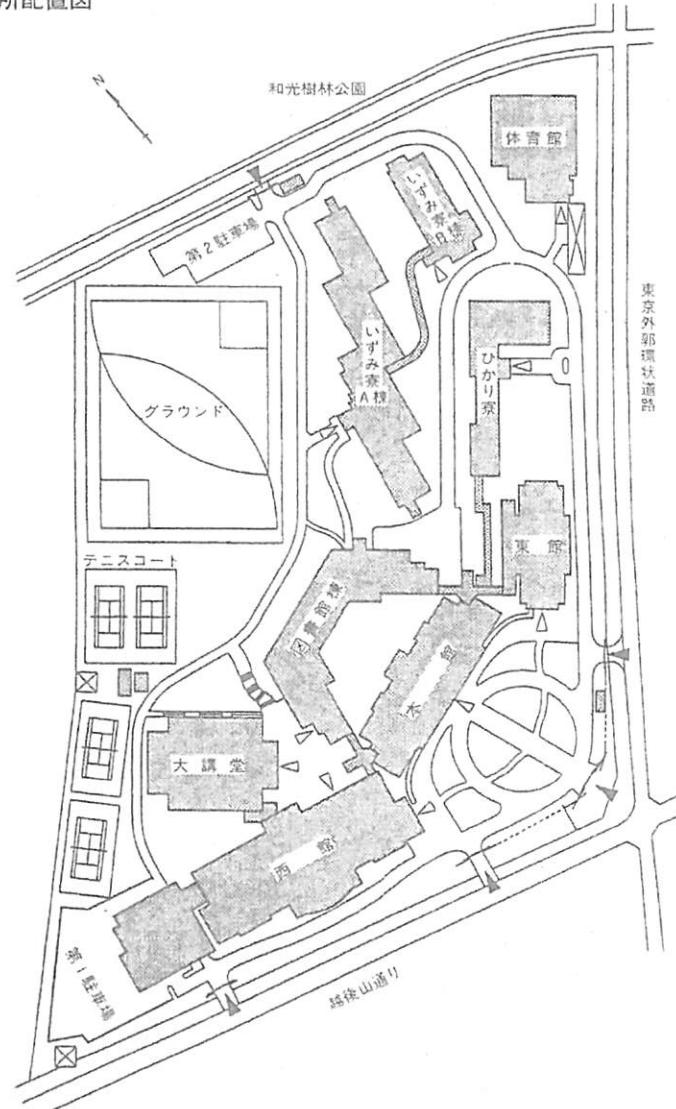
案 内 図

案 内 図

司法研修所案内図



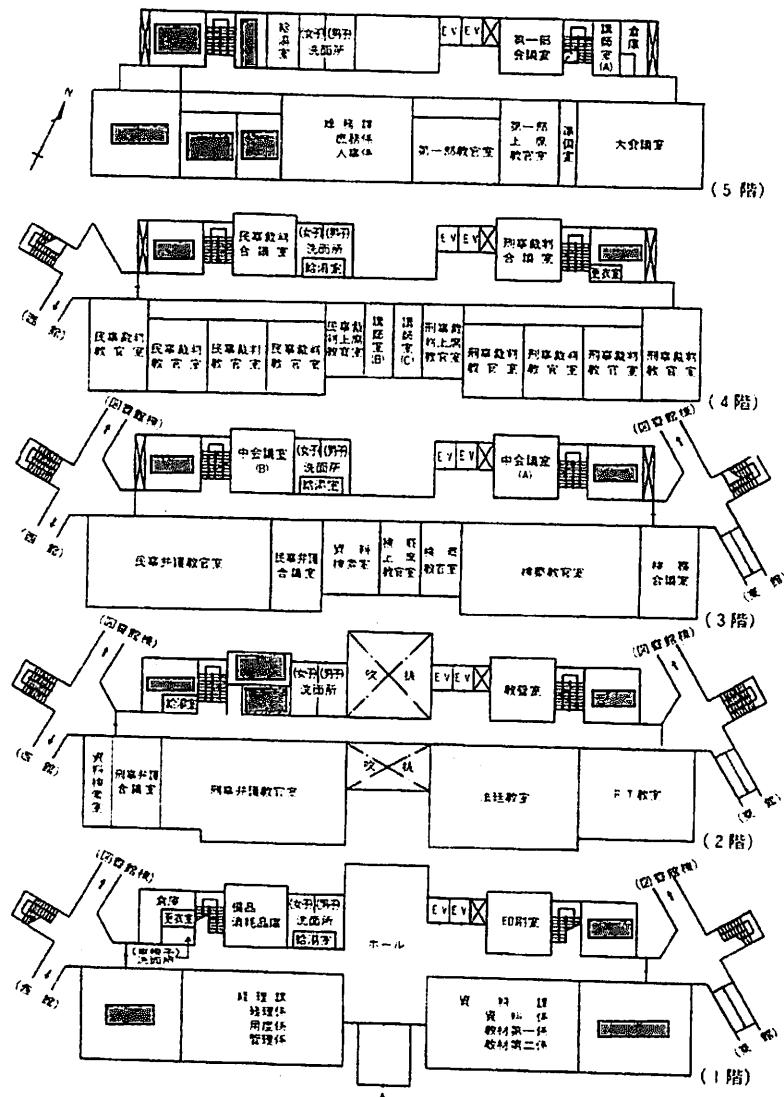
司法研修所配置図



案 内 図

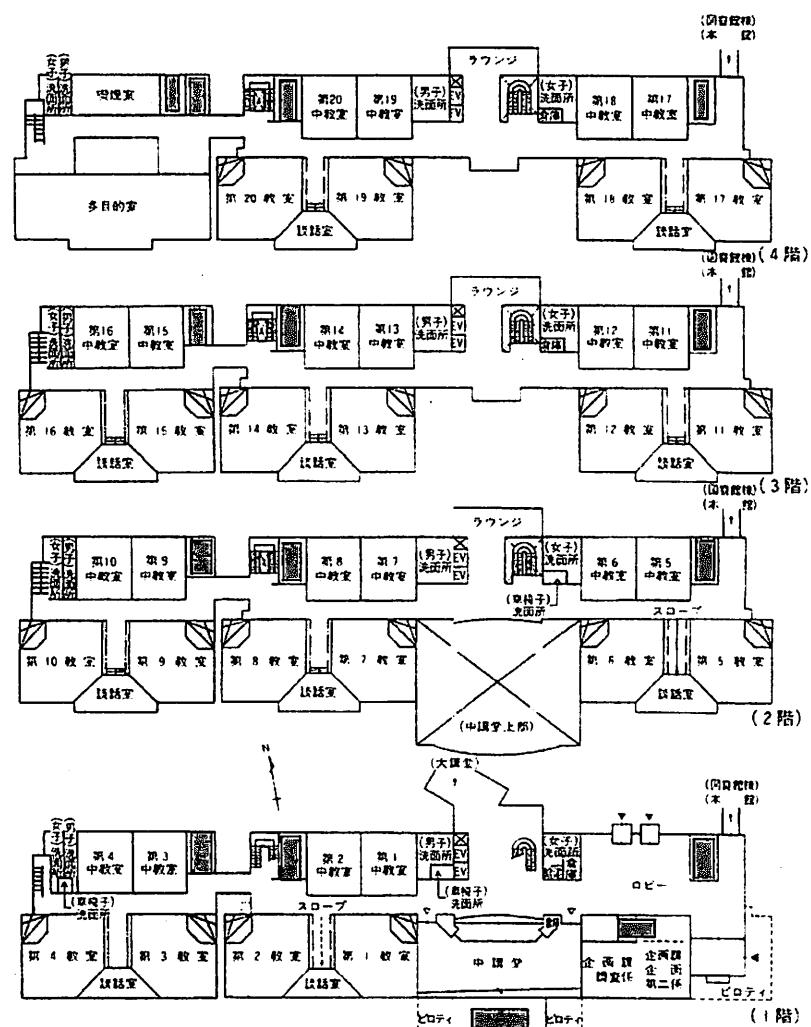
司法研修所平面図

本 館



西 館

案 内 図

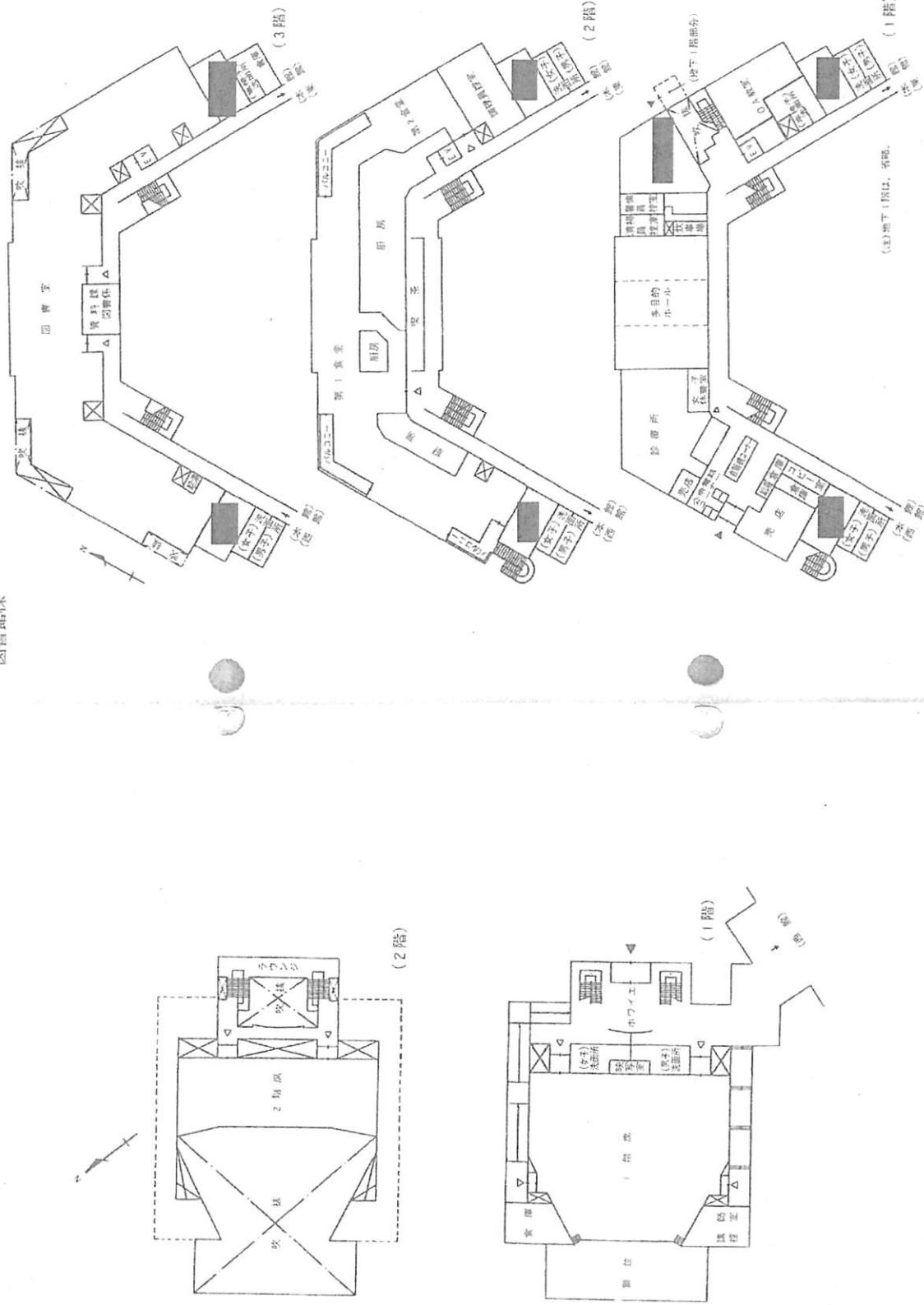


大講堂

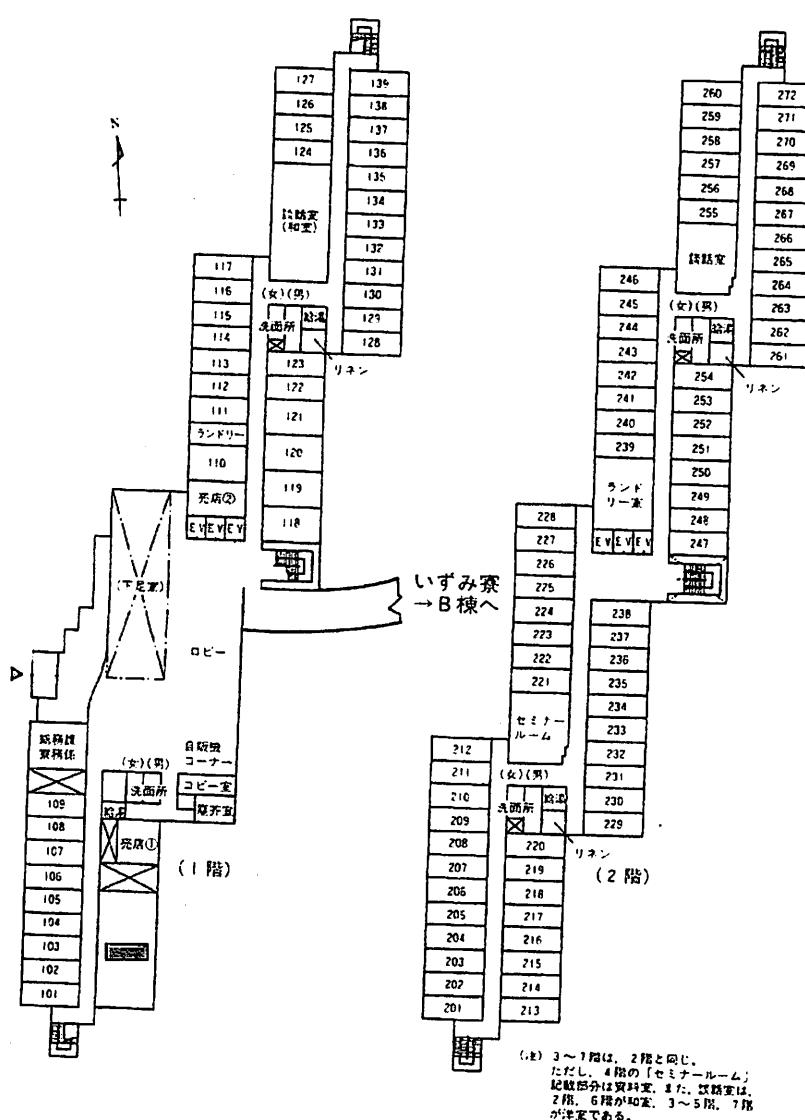
案内図

図書館棟

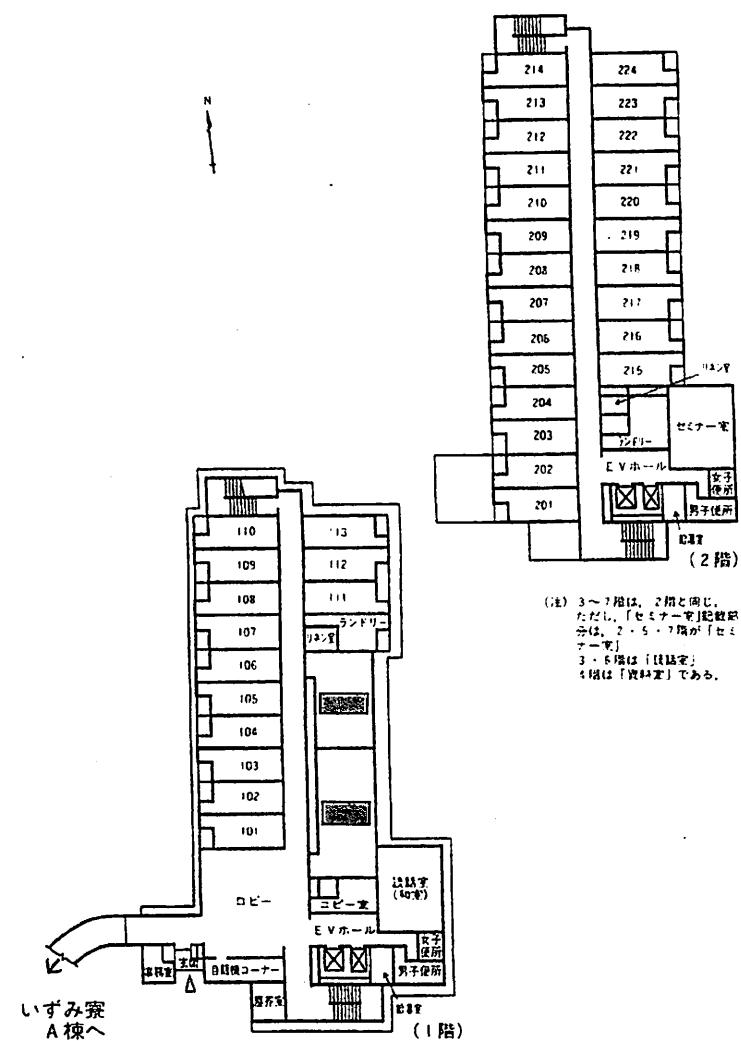
案内図



いずみ寮A棟

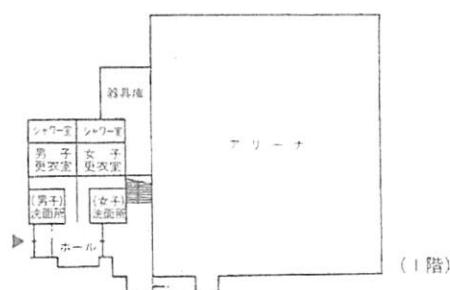
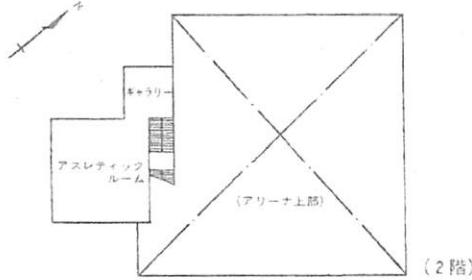


いずみ寮B棟



体育館

案 内 図



司法修習生便覧 2005

平成16年12月発行

司 法 研 修 所

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号
電話 048-460-2000 (代表)